

民事執行手続における配当と弁済の充当
—第47回会議における論点メモ—

1 現在の民事執行実務について

- ① 執行手続における配当後、当事者間で充当結果を変更する合意をすることができるのではないかと。そうであれば、法定充当しか認められないとしても、当事者の実務に不都合は生じていないのではないかと。
- ② 配当後に当事者間で充当結果を変更する合意がされた場合には、同一事件におけるその後の配当には当該合意の結果が反映されてよいはずであるが、執行実務はどのように運用されているか。
- ③ 例えば、配当手続が終了する前に、手続外で一部弁済がされた場合のように、現在でも、2回目以降の配当の際に債権者が提出した債権計算書に記載された債権額が、法定充当後の債権額よりも少ない場合があり得るのではないかと。その場合には、特に事情を問うことなく、債権計算書の記載に従って配当表が作成され、配当が実施されているのではないかと。

2 合意充当・指定充当を認める必要性

- ① 合意充当・指定充当を認めるか否かが問題となるのは、同一事件において2回目以降の配当が実施される場合に限られるのではないかと。
- ② 執行手続において合意充当・指定充当を認めなければならない必要性が明らかではないのではないかと。現在の執行実務の運用を前提として、合意充当・指定充当を認められないことによって、具体的にどのような問題が生じているのか。
- ③ 保証人等の利害関係人との関係をどのように考えるか。債権者・債務者間の合意の効力を利害関係人に及ぼすためには、執行手続においても合意充当・指定充当によることができるとする必要があるのではないかと。
- ④ 上記③には、当事者間の充当に関する合意の効力が第三者に及ぶのは適当でないという問題があるのではないかと。
- ⑤ 合意充当を認める必要があるとしても、指定充当まで認める必要があるのか。

3 合意充当・指定充当が認められることによる執行実務に与え得る影響

- ① 合意充当を認めることにより、現在の執行実務がどのように変わるのか。
合意充当が認められるとしても、執行裁判所は、債権者が提出した債権計算書に従って配当表を作成すればよい。現在でも実務ではそのように運用されている（1

- ③参照) のだから、合意充当を認めたとしても執行手続に支障は生じないのではないか。
- ② 同一事件における2回目以降の配当に当たって債権者が提出した債権計算書に記載された債権額が、前回の配当額を法定充当した額より少ない額であれば問題はないように思われるが、多い額であった場合にはそれに従って配当を実施してよいのかが問題となる。そして、その場合には、充当に関する合意の有無や合意内容について配当異議の訴えによって争われることなどが考えられるため、執行手続が長期化するおそれがあるのではないか。
- ③ 合意充当・指定充当によった場合に、法定充当によるよりも債務者に不利な結論になることがあるのか。
- ④ 執行裁判所における配当額の決定により、充当方法が決まるわけではないと考えることができるのではないか。